

内閣府大臣政務官
兼復興大臣政務官
小泉 進次郎 様

要 望 書

福島県いわき市長

清水 敏男

【要望項目】

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について・・・P 1
- 2 技術研究組合国際廃炉研究開発機構の誘致について・・・P 3
- 3 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について
 - (1) 除染対策について・・・P 4
 - (2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の
促進について・・・P 6
- 4 風評被害の払拭について・・・P 7
- 5 地域医療等の充実について・・・P 8
- 6 再生可能エネルギー等を基軸とした経済・雇用対策について・・・P 9
- 7 本市の基幹的な社会基盤の整備について
 - (1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進
(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について・・・P 10
 - (2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について・・・P 10
 - (3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する(仮称)小名浜道路の
早期整備等について・・・P 11
 - (4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の
整備促進について・・・P 12
 - (5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について・・・P 13
 - (6) JR常磐線「スーパーひたち」の東京駅乗入れについて・・・P 14

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み 及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発 1～4 号機のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めてきたところです。

しかしながら、特に汚染水問題における相次ぐトラブルには、「またか」という思いとともに、これまで市が復興に向けて、多くの市民の皆様とともに風評の払拭などに取り組み、積み上げてきたものを台無しにしかねないばかりか、市外で生活されている市民の帰還にも大きな影響を及ぼすことから、強い憤りと危機感を抱いております。

このような中、福島第一原発 4 号機の燃料プールからの燃料取出しも開始されましたが、前例のない長期に及ぶ取組みであり、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力㈱に対し、県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定と併せて、福島第一原発における汚染水漏えいの再発防止対策の早期実施、4 号機燃料取り出しにおける確実な安全対策及び現場作業員の適正な労働環境の確保について、強く申し入れております。

国においては、去る 12 月 20 日に、廃炉・汚染水対策に係る国の司令塔機能の強化などを内容とした、福島復興の加速化に向けた新たな指針を決定し、国が前面に立つ姿勢を改めて示されたところでありますが、これらの対策を盤石なものとするためには、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すことが必要不可欠であると考えております。

これらのことから、事故収束及び廃炉は国の責務であることを改めて強く認識され、主体的に、全力を挙げて取り組まれるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制での着実な取り組み
- ② 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進及び廃炉が決定した福島第一原子力発電所 5・6号機の確実な安全対策
- ③ 安全かつ着実な廃炉に向けた、国の責任による盤石な体制の構築と東京電力㈱に対する監視体制の強化

2 技術研究組合国際廃炉研究開発機構の誘致について

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みには、世界に例のない極めて困難な技術課題が伴うことから、原子力発電所の廃止措置に関する試験研究、技術水準の向上及び実用化を図るため、本年8月、独立行政法人日本原子力研究開発機構や東京電力㈱をはじめとする17法人が組合員となり、「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」が設立されたところであります。

一方、政府の東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議は、原子炉格納容器を模した実寸大模型での実証実験を通じて、損傷部分の特定や補修技術を確立し、廃炉作業を前進させるためのモックアップ施設を本市と隣接する楢葉町に設置することを決定し、平成26年度末の運用開始を目指しているところであります。

本市は、一定の産業基盤が集積しており、モックアップ施設との連携により、研究の加速化が期待できる立地環境にあることから、高度な廃炉技術を確立するとともに、廃炉に向けた関連産業の集積を図るため、「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」の本市への誘致について特段のご支援をお願いいたします。

3 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

(1) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように市域全体が除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、国直轄ではなく、実施主体が市町村とされているばかりか、除染方法の確立や仮置場設置などに関して、責任主体である国の関わり、連携が不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

これに対し、国の見解は、『地域の実情をよくご存知の市町村を中心に、除染の推進、また、仮置場を確保いただくを得ない』とのことではありますが、双葉郡等の除染特別地域は、地域の実情を知らない国が直轄で行っていることから、「汚染状況重点調査地域」においても積極的な対応はできるものと考えております。

また、仮置場については、地区毎に行政区長とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設の設置が明確ではなく、仮置場に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要するなど、本市の除染の進捗に大きな影響が出ており、その推進にあたっては、国の中間貯蔵施設の早期設置が必要不可欠であります。

さらに、エリアの平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の除染実施区域外において、局所的に高い線量となっているいわゆるホットスポットの除染にかかる土壌は、特措法に基づく除去土壌には該当せず、国からも処分方法等が未だに示されておられません。また、ホットスポットの除染にかかる廃棄物は、8,000Bq/kg を超えない限り中間貯蔵施設への受け入れは不可とされており、かつ特措法に定める仮置場の造成費用の財政的支援も認められていないため、現状では現場保管とならざるを得な

い状況にあります。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

加えて、市町村が除染を実施する前に個人又は事業者が自ら実施した除染に係る費用や除染で生じた廃棄物の取扱い等について、国は、本年5月に賠償の対象とする方向で、基準の検討に着手するとのことでしたが、未だ決定はなされておられません。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期設置及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 市町村が必要と認めるホットスポットの除染に伴い発生した土壌の、国の責任による処理の明確化並びに 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処分費用に対する国の財政措置及び国の責任による中間貯蔵施設への搬入
- ③ 市町村業務負担の軽減
(除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全域に係る国の直轄実施など)
- ④ 大規模事業所等に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら除染した費用や廃棄物に対する賠償基準の早期決定

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kg を超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については示されておられません。

また、同法では、8,000Bq/kg 以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、事業者や埋立処分場周辺住民の放射能に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰は、全て施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安や国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念により、その選定は困難を極めておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設等の早期設置とともに、国による指定廃棄物の処理の開始時期を具体的な根拠を示しながら公表すること。
- ② 施設外の一時的保管場所の確保に向けて、放射性物質に対する住民の不安の解消を図ること。
- ③ 指定廃棄物以外の飛灰の円滑な処理に向けて、国の責任において、確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

4 風評被害の払拭について

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

このことから、国においてはモニタリング体制の維持・充実に図りながら、地域の安全性に係る正確な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物や商工業品に係る放射性物質検査体制の構築や積極的なPRなど、地域と連携した取り組みを推進されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

特に、本市の沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、10月18日から魚種と海域を限定した試験操業が開始されたものの、いまだに操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市水産業の早期復興に向け、モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう、継続的な支援措置について特段のご配慮をお願いいたします。

また、本市はこれまで風評被害を払拭し、交流人口の回復を目指したPR事業を実施してきたところでありますが、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、本地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、効果的な誘客促進策を講じられるよう併せて要望いたします。

さらに、観光交流人口の回復には、本市の安全性や復興に向かう姿を多くの皆さんに知っていただくことが重要であることから、市内で開催されているイベント等の情報発信について、力強いご支援をお願いいたします。

5 地域医療等の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

更に、双葉郡などから約 23,000 人の方が本市に避難しているため、仮設住宅周辺の医療機関においては、外来件数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が生じており、市民への影響や医師の負担が過重になるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害を懸念する市民も見受けられるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 効果的な医師招へい・医療従事者の確保対策の早期実施
- ② 放射線医学に関する国立の調査研究機関いわゆる「ナショナルセンター」の本市への設置

6 再生可能エネルギー等を基軸とした経済・雇用対策について

本市における雇用情勢については、有効求人倍率が震災直前の平成 23 年 2 月末時点では、0.67 倍であったものが、震災からの復旧・復興需要等により、平成 25 年 10 月末時点では、1.40 倍になるなど、平成 24 年 7 月以降、有効求人倍率が 1 倍を上回る状況が続いております。

しかしながら、有効求人倍率については、復旧・復興需要に基づく一時的なものであり、長期的・継続的な雇用の確保を図るためには、産業の振興による雇用機会の創出や拡大など、効果的な対策を講じる必要があります。

現在、本市においては、太陽光をはじめ、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの導入に適した地域特性を最大限に活かしながら、産業振興と雇用機会の創出に向けた取組みを進めているところであり、本市が直面する課題を斟酌していただき、次の項目について特段のご支援をお願いいたします。

- ① 本県沖で実施されている、浮体式洋上風力発電の実証実験を契機とした風力発電関連産業の集積の促進
- ② 既存エネルギーの効率的な活用や、再生可能エネルギーによる電力供給の安定化に資する、本市のものづくり基盤を活かした蓄電池関連産業の集積の促進

7 本市の基幹的な社会基盤の整備について

(1) 福島県浜通り地域の復興を支える一般国道6号・49号の整備促進 (一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について

今後再び、東日本大震災と同規模の津波等による災害が生じて、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強く要望いたします。

また、本市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道バイパスは、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう要望いたします。

(2) 常磐自動車道の早期仙台延伸について

常磐自動車道は、首都圏と太平洋沿岸地域の産業・経済・文化などの発展と地域住民の福祉の向上を実現するための重要な高速自動車国道であります。

東日本大震災において、常磐自動車道は、本県浜通り南部地域の住民の避難や災害応急対策に必要な人員、物資などの輸送路として重要な役割を果たしたところであります。

今後、本市が南東北の拠点都市として他地域との交流拡大を図りながら、震災からの早期復興を遂げるためにも、常磐自動車道の早期仙台延伸が図られるよう要望いたします。

(3) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の早期整備等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設と相俟って、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれております。

つきましては、小名浜港周辺地区の観光交流人口の増大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除区域等の復興再生を支援する道路として、本年3月に、国が策定した福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に位置付けた重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する（仮称）小名浜道路の早期整備並びに一般国道399号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進について強く要望いたします。

(4) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について

小名浜港は、本市はもとより南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、更には東日本地域の電力供給を支える石炭の国際バルク戦略港湾として、さらに全国で唯一の特定貨物輸入拠点港湾として、これまでも増して重要な役割を果たすことが求められております。

本市が震災からの早期復興を図るためには、小名浜港を活用した産業の集積とあわせて港湾機能の強化が喫緊の課題となっております。

つきましては、現在整備が進められている東港地区において、大水深の耐震強化岸壁等の早期整備とともに、高効率の荷さばき施設の設置促進に向けた支援、さらには再生可能エネルギーを核とした産業集積につながるような港湾機能の拡大など、なお一層の整備促進が図られるよう要望いたします。

また、小名浜港1・2号ふ頭地区アクアマリンパークは県内でも有数の観光地であり、これまでも客船入港時には大きな賑わいが創出されたところでもあります。震災以降減少した観光交流人口の拡大と更なる賑わい創出のため、客船入港のための新たな航路整備についても要望いたします。

(5) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について

重要港湾小名浜港周辺地区は、東日本大震災により被害を受けましたが、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地等を含む周辺地区の一体的な再生・整備は、いわき市において復興のシンボルとして位置づけ、物流の拠点として港の再生はもとより産業・観光振興の拠点として、早期完成を目指しているところであり、完成の暁には、本市のみならず福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルになるものと期待しております。

本市においては、この再生・整備に向けて、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業並びに津波復興拠点整備事業に係る復興交付金の採択をいただき、防災機能を有する新たな都市拠点の整備に取り組んでいるところでもあります。

今後とも、当該地区の一体的な再生・整備に向けた多様な動向を踏まえていただき、国における積極的な施策展開が図られますよう要望いたします。

(6) JR常磐線「スーパーひたち」の東京駅乗入れについて

JR東日本では、上野駅・東京駅間の混雑緩和や東京駅までの直通運転による所要時間等の短縮を目的として、現在上野駅止まりとなっている常磐線、宇都宮線及び高崎線の列車を東京駅に乗り入れるため、平成26年度末の開業に向けて「東北縦貫線（愛称：上野東京ライン）」の整備を進めております。

東北縦貫線の開業は、市民の利便性向上等はもとより、東京以西からのアクセス性向上による交流人口の増大など、本市が抱える風評の払拭に資することが期待されるところであります。

また、福島第一原子力発電所事故の影響により、今もなお約4,800名の市民が東京以西に避難しており、一時帰省等の際の負担軽減にもつながるものと考えております。

つきましては、JR常磐線「スーパーひたち」のすべての列車について、平成26年度末に、東京駅への乗入れが可能となるよう特段の御配慮をお願いします。